

氏名（本籍）	高橋 義雄
学位の種類	博士（スポーツウエルネス学）
学位記番号	博乙第 2998 号
学位授与年月	令和 3 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	地方自治体の競技スポーツ政策に関する研究 －秋田県高校野球強化プロジェクトを事例として－

主査	筑波大学教授	教育学博士	菊 幸一
副査	筑波大学教授	博士（体育科学）	尾縣 貢
副査	筑波大学教授	博士（医学）	久野 譜也
副査	立教大学教授	博士（教育学）	松尾 哲矢

論文の内容の要旨

高橋義雄氏の博士学位論文は、地方自治体において競技スポーツ政策を策定・実施する際に「政策主体」と「実施主体」に見られる課題とその解決策を検討し、地方分権時代の地方自治体における競技スポーツ政策の政策革新について論じたものである。その要旨は以下のとおりである。

第 1 章で著者は、地方自治体が地方分権の時代に入り、特にスポーツ行政担当部局の知事部局への移管によって「社会におけるスポーツ行政」への転換が可能となったにもかかわらず、地方自治体の競技スポーツ政策が、依然として歴史的には国の政策誘導の影響を受けており、独自の政策展開が十分にできない現状を述べている。一方で、地域住民の内発的な統合という社会的機能を持つ高校野球の強化施策は、国の競技スポーツ政策とは一線を画し、地方自治体でも事例が少ないことから、地方自治体独自の競技スポーツ政策になりえるとしている。このようなことから本論文では、国民体育大会（以後、国体）開催前後の地方自治体における競技スポーツ政策の「政策主体」と「実施主体」に生じる変化、及び自治体独自の高校野球強化施策の策定・実施における「政策主体」と「実施主体」の課題と解決策を検証し、地方自治体に求められる「政策主体」と「実施主体」の在り方をまとめることがこれまでになかった地方スポーツ政策研究の目的になり得るとしている。

第 2 章で著者は、先行研究の検討を行い、我が国のスポーツ政策において施策の歴史に関する研究はあるものの、地方自治体のスポーツ政策過程の研究は、政策実務者の経験を報告した事例研究や、総合

型地域スポーツクラブの「実施主体」の研究程度であり、施策の策定・実施・評価といった具体的でダイナミックな競技スポーツ政策プロセスに関する研究は未だみられないと指摘している。また、競技力に影響を与える学校部活動政策については、国の政策の影響下にあり、学校部活動の教員人事や教育行政との関係から、地方自治体の競技スポーツ政策に影響が及ぶ可能性を述べている。他方、高校野球の競技力に関する研究では、高校野球の強豪校となる要因の研究はあるものの、競技力向上を地方自治体における競技スポーツ政策の対象とした研究は散見されないとする。

このような先行研究の現状と課題を受け、第3章で著者は、地方自治体の政策過程の研究で採用される動的相互依存モデルと政策ネットワーク理論を統合した仮説的な分析枠組みを構築している。また、地方自治体における競技スポーツ施策に関与する諸アクターが保有する特有の資源を特定するため、競技スポーツ政策をスポーツ科学の観点から分析した理論モデルである SPLISS モデルを用いる利点と限界を示した上で、先に構築した仮説的な分析枠組みに組み入れている。分析対象は、秋田県の競技スポーツ政策とし、分析方法は、参与観察、文献資料、関係者へのインタビュー等を用いて、トライアングュレーションに配慮しながら進めることとした。特に、高校野球強化施策の分析では、著者自らが施策に参画し共同的な社会実践を行っていることから、アクションリサーチによるプロセス分析を用いる妥当性と信頼性についても留意している。

第4章で著者は、秋田県の国体開催前後の競技スポーツ政策の事例を対象にして、第3章で構築した仮説的分析枠組みを精緻化し、そこに政策革新が生じるメカニズムと、諸アクターの関係性を分析している。その結果、国体開催前には、競技スポーツ政策に関する諸アクター間の相互依存度は高く、「政策共同体」に近い政策ネットワークであったため、諸アクターが価値を共有し、ヒエラルヒーが明確にされ、自県の国体総合優勝につながったと述べている。しかし、自県による国体開催後は、スポーツ行政主管部局が知事部局のスポーツ振興課へ移管されたため、知事のトップダウンの体制が可能となった。そのため、諸アクター間の関係性に変化が生じ、ポストの設置と人事を巧みに活用してスポーツ振興課と保健体育課の関係が調整され、加えて、関係する県内のアクターを集めて互いの関係を調整する「協議体」が新たに設置されたことにより、これまでとは異なる競技スポーツ政策推進の体制が整ったと述べている。

第5章で著者は、第4章で明らかにした体制の下で展開された高校野球強化施策に関する分析枠組みを精緻化し、さらに諸アクターの関係性の変化をアクションリサーチによるプロセス分析から示している。この分析によれば、強化プロジェクトの諸アクター間の関係は、施策策定当初、知事のトップダウンで保健体育課が「政策主体」の核を形成していたため、他の諸アクターとの関係性が薄い「イシュー・ネットワーク」を形成していたが、その後、諸アクターが共に事業を実施していく過程でその関係性が調整され、お互いの資源に相互依存する「政策共同体」の関係へと変化したことが明らかとなった。また、このような多様な諸アクターが参加するプロジェクトを実施する場合には、「政策主体」の課長や担当者の適切な人事配置とその関係づくり、さらには県会議員による組織的協力などの支援が必要になるとしている。さらに、その「実施主体」としては、県内スポーツ組織で形成される先の第4章で述べられた「協議体」が多様な諸アクターのコミットメントを引き出すために重要な役割を果たすことを指摘している。

第6章で著者は、第4章と第5章で明らかになったことをまとめ、今後の課題を述べている。結論として、地方自治体における競技スポーツ政策の「政策主体」は、考え方や思惑に違いのある保健体育課とスポーツ振興課の事業を組み合わせた施策をまとめることが求められるため、「実施主体」となる県

の競技団体関係者と学校教員、そして地域の指導者が情報交換する「協議会」を設置したが、この「協議会」を通じて競技スポーツ施策を最適化するための仕組みを設けることが1つの解決策となるとしている。また、県議会での議論から、高校野球強化施策は、「社会におけるスポーツ行政」としても捉えられており、これまでの「上からの公共性」に加えて、「市民的な公共性」に支えられる競技スポーツ政策となる可能性があるとして述べている。最後に、本研究の課題としては、今回の分析モデルが、時間を追った縦断的調査を行うことでより精緻化していく可能性があり、県競技団体が脆弱で強化の資源が不足している他競技に対する同様な政策研究への応用可能性があること、また大都市の競技スポーツ政策でも検証する必要があることを指摘している。さらに、現在、国の進める学校部活動の地域化に対しても、本研究で明らかにされた効果的・効率的な競技スポーツ施策のモデルが提供できるとし、これを実現する地方自治体における競技スポーツ政策の政策革新のためには、例えば地方自治体と地元大学等が連携協力して、高度な課題解決型の人材を養成していくことが期待されるとしている。

審査の結果の要旨

(批評)

これまでの地方自治体におけるスポーツ政策研究は、いわゆる地域スポーツ研究の一環として「みんなのスポーツ」や「生涯スポーツ」を対象とすることが自明とされてきた傾向がある。それに対して、地方自治体の競技スポーツ政策がまともに取り上げられてこなかった背景には、本研究で明らかにされているように、いわゆる都道府県対抗の「国民体育大会」における競技成績を1つの指標とする政策システムが戦後日本の地方自治体における競技スポーツ政策を普遍的に支配し、コントロールしてきたからであり、その政策主体と実施主体が教育委員会体制の下で一元化されてきたからである。そのような研究状況にあって、本研究は秋田県を事例とした高校野球に特化した地方自治体独自の競技スポーツ政策に働く政策メカニズムの特徴について、従来のような第三者的な議事録等の資料からだけでなく、著者自身が外部アドバイザーとしてその策定の中枢にかかわった当事者という立場からアクションリサーチという手法によってこれらを明らかにしている点において、これまでのこの種の政策研究の資料的な限界を克服していることが高く評価された。また、理論的には従来の政策過程論における動的相互依存モデルと政策ネットワーク理論を統合した仮説的な分析枠組みを用い、これに本事例に適用されるSPLISSモデルから分析を進めて、一事例から汎用性のある自治体における競技スポーツ政策モデルを論じている点、さらにはその展開が地方自治体における競技スポーツ政策からみた「スポーツの公共性」の在り方にまで及ぶことを論じている点でも高く評価された。

令和3年2月12日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学学位論文審査等実施細則第11条を適用し免除とした。

よって、著者は博士（スポーツウエルネス学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。